

岐阜県公報

目次

告示

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 二二三^ハ

公示

土地改良区の定款の変更認可
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区役員の退任

(岐阜農林事務所) 二二四
(恵那農林事務所) 二二四
(同) 二二四
(下呂農林事務所) 二二五
(同) 二二六

告示

岐阜県告示第二百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和五年五月二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指月日
羽島市正木町曲利字才勝一三九三番六	六〇〇	四二八五	岐阜県指令 一三九号の 三三三	令和 五・一・六
瑞穂市十九条字鳥居前三〇三番四の一部及び同番六	五四〇	三〇七五	岐阜県指令 一三九号の 三三六	同 二・二七
瑞穂市十九条河原一〇六番二の一部及び同番四	四八五	三〇六	岐阜県指令 一三九号の 三五	同 二・二〇
羽島郡笠松町田代若宮一〇九五番一	四〇〇	三〇七五	岐阜県指令 一三九号の 三七	同 三・三
羽島市竹鼻町飯柄字東折戸八六三	五〇〇	二七一九	岐阜県指令 一三九号の 三七	同 三・二三

中濃建築事務所長

番四 一三九号の三四

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
美濃加茂市加茂野町加茂野字浦一七二番四	六〇〇	五・一九	岐阜県指令六号の一八	令和 五・二〇
関市東本郷字山王裏五五三番九	六〇〇	六四・三	岐阜県指令六号の一八	同 二・二五
可児郡御嵩町上恵土字塚脇七八六番四	六〇五	五・七五	岐阜県指令六号の二〇	同 二・二七
美濃市大字横越字笠屋六三番九	六〇〇	六・七	岐阜県指令六号の二一	同 三・二六

東濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
土岐市土岐津町土岐口字中山一三七二番三四九	六〇一	五・六	岐阜県指令六号の八	令和 五・三三

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
各務用水土地改良区	令和五・四・二一

土地改良区役員の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
えな土地改良区	令和 五・三・三	理事	中垣 要一	恵那市三郷町野井 四五七番地
		同	平林 剛寿	恵那市大井町 二二〇九番地一
		監事	大嶋 英哉	恵那市明智町大田 三九七番地三

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
えな土地改良区	令和 五・四・一	理事	丸山 実	恵那市三郷町野井 七二四番地
		監事	加藤 英雄	恵那市長島町中野 二二〇七番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
え な 土 地 改 良 区	令 和 五 ・ 四 ・ 一 七

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
東沓部土地改良区	令和 五・三・三	理事	河村利明	下呂市金山町東沓部三九八番地二三七
同	同	同	鎌倉三子男	東沓部 三三四五番地
同	同	同	川尻賢二	東沓部二八六五番地七
同	同	同	川尻義弘	東沓部二六三八番地一六三
同	同	同	川尻晃之	東沓部 二四九七番地
同	同	同	加藤靖司	東沓部一九二二番地二
同	同	同	加藤英之	東沓部 一九六八番地
同	同	同	加藤正晴	東沓部 九八七番地
同	同	同	早兼茂樹	東沓部六二一番地五九
同	同	同	加藤達夫	東沓部 五六三番地
同	同	同	加藤松孝	東沓部 四三〇番地
同	同	同	名和嘉孝	戸部 四二九一番地一
同	同	同	金森辰男	戸部 四三六一番地

就任した役員

土地改良区名	年 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
東沓部土地改良区	令和 五・四・一	理事	日下部佳紀	下呂市金山町東沓部三九八番地二三〇
同	同	同	鎌倉敏彦	東沓部 三三九一番地
同	同	同	川尻国男	東沓部二八七三番地二
同	同	同	日下部義孝	東沓部 二九二四番地
同	同	同	加藤春己	東沓部 二五八一番地
同	同	同	加藤靖司	東沓部一九二二番地二
同	同	同	加藤英之	東沓部 一九六八番地
同	同	同	池戸涉	東沓部九八二番地三〇
同	同	同	早兼茂樹	東沓部六二一番地五九
同	同	同	加藤松孝	東沓部 四三〇番地
同	同	同	加藤十良	東沓部 二二八番地
同	同	同	河尻省三	戸部 四二九一番地一
同	同	同	前田清人	戸部 四四二番地五
同	同	同	金山元久	戸部 一三番地
同	同	監事	河尻実	東沓部 二九七三番地
同	同	同	谷口崇男	東沓部 一九二六番地
同	同	同	藤村住男	東沓部 八二二番地
同	同	同	佐藤清隆	戸部四三三〇番地一〇
同	同	同	矢嶋鉄美	戸部四三四五番地一七

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年五月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改良区	令和五年五月二日	理事	二 村 明 治	下呂市萩原町宮田 一二五二番地

令和五年五月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社